

# 参 考 資 料

## — 目 次 —

頁	内 容
1	鳥取県情報公開条例（抜粋）
3	鳥取県情報公開審議会会議録（平成19年度第5回～平成20年度第2回）
14	異議申立書
21	鳥取県教育委員会から鳥取県情報公開審議会への諮問
22	鳥取県教育委員会の理由説明書
26	不服申立人意見書
34	鳥取県教育委員会の補足説明書
37	公文書開示請求書
38	公文書非開示決定通知書
39	文部科学事務次官通知（平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について）
52	初等中等教育局長通知（全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて）

## 鳥取県情報公開条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

（解釈及び運用の方針）

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保

護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第6条第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であるとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

## 平成19年度第5回鳥取県情報公開審議会会議録

開催日時	平成20年03月18日(火曜日) 10:00 ~ 12:15
開催場所	鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館 2階 会議室
出席者名	出席委員 河本会長; 小谷委員; 増沢委員; 松田委員; 宮田委員 事務局出席者 総務部 中島参事監; 県民室 森脇室長; 谷口主幹; 衣川副主幹
議題	異議申立に係る審議
問い合わせ先	総務部県民室 0857-26-7753
その他	(1)公開又は非公開の別 非公開 (2)傍聴者数 0人 (3)その他参考資料

### 会議内容:

#### 会議の概要 (主な意見)

#### (1) 異議申立に係る審議について

##### 諮問第5号

##### 以下の公文書に係る非開示決定処分

- ・「文科省実施の全国学力調査結果の内、市町村別・学校別のデータ」

#### 一 事務局説明

事務局から以下について説明。

- (1)異議申立に至る経緯
- (2)異議申立に係る論点

#### 二 実施機関の意見陳述 (小中学校課 (以下「学校課」という。))

学校課が理由説明書に沿って意見陳述。

#### 三 質疑

委員 県が実施した調査結果を公表したらこういう弊害が出たとか、全国調査を公表したらこういう弊害が出るとかいう意見が現場の先生方からあったか。

学校課 学校個々の意見を聞いたことはないが、ほぼ全ての市町村教育委員会の教育長が開示に反対という意見を述べている。

委員 その理由は。

学校課 結果が低かったら、その背景があるはずである。その背景を含めて公表するならいいが、2教科の調査だけで学校、市町村のランク付けがされるといことは、現場としては弊害があると考えている。

それぞれ学校は教育課題、教育目標を設定して、実情に応じて一生懸命取り組んでいる。今取り組んでいる学校の努力を考えると、2教科のみ、限られた学年での結果が全国的に注目を浴びるのは、努力が無になるとまでは言わないが、どうなのかという考えが強い。

委員 文部科学省通達の中では、各市町村、各学校の現場で、結果を保護者に公表することについては個々の判断に委ねることになっているが、そこは各教育委員会、学校で判断すればよい

ということか。

学校課 そうである。

委員 公表されれば市町村や学校間で過度な競争が生じるという、過度な競争とは具体的にどういったことが想定されるのか。

学校課 東京都足立区で先生がテスト中に間違った答案を指さして示した事案や、点数を上げるためにそのテストのための勉強をするなどのケースが考えられる。

委員 全国調査事務は法定受託事務なのか。

学校課 法定受託事務ではない。

委員 宗教法人の事務は、法定受託事務と一体的な事務であるという解釈で同等の事務と解釈していると思うが、全国調査事務を法定受託事務と解釈するときの一体的である本来の法定受託事務とは何か。

学校課 全国調査事務には本来の法定受託事務はないが、全国調査自体が全国一律の基準で実施するというので、法定受託事務と同等と考えている。

委員 「初等中等教育局長通知の条件を承諾の上で調査結果を収受したもの」とあるが、文部科学省の条件を承諾できなければ、もらわないこともできたのか。

学校課 受け取って活用するというのが条件で、受け取らないという選択肢はなかった。

委員 全国テストは参加しなくてもいいのか。

学校課 市町村単位で参加不参加を判断する。

委員 どういう場合が過度な競争で、どういう場合が普通の競争なのか。

学校課 教育の質全体が競争によって高まるのであれば望ましいことであるが、質全体ではなく一部分に特化して、そこだけをさせるということになると本来の目的から外れてしまう。そのことが過度の競争だと考える。

委員 過度な競争かどうかの判断ができない教員の存在が問題で、過度な教育を引き起こすような教員はだめである。そのことを理由に開示非開示の判断にはいけないのではないのか。このテストは何のためにしたのか。テストは個々の学校の力、現在の問題を察知し、補う教育的活用のためでしょう。学校間相互で結果を見せているのか。

学校課 していない。

委員 市町村教育委員会は他の市町村の学校の結果を見ることはできるのか。

学校課 見せてはいない。

委員 県の教育委員会は学力テストの結果を通じて教育的なアドバイスはしているのか。

学校課 検証改善委員会という委員会で、各市町村に改善プランを提示する。

委員 過度な競争を生むかどうかは学校の教育の問題であって、公開したからといって過度な競争を引き起こす危険はない。

学校課 順位付けをされて下位になった子どもたちが、レベルが低い学校とレッテルをはられることになるので、そこだけは避けたい。

委員 指さしの事案は公表されることを懸念してなのか。

学校課 これは東京都の調査のことであるが、結果が良ければ予算が獲得できるということになっていたためである。

委員 7号の該当性については、実施機関としてはどのように考えているのか。

学校課 平成15年の議会で7号の改正案の議論がされているが、議事録を見ても国の調査に参加する場合については触れられていないので、この規定は県の学力調査に限ったものであると考えている。

委員 異議申立人は、県の実施した学力テストの結果が開示されているが序列化は生じていないと言っている。これに対してはどう反論するのか。

学校課 県の調査と国の調査では注目度が違うというのが、基本的な考え方である。

委員 県の調査と全国学力調査とは違うということか。

学校課 そうである。

委員 反論書を書面で出してもらったほうがいい。

学校課 わかりました。

委員 県の調査と全国調査に内容的な違いはあるのか。

学校課 県の基礎学力調査は5教科でおおかたの学力は把握できるが、国の調査は2教科なので基礎学力の把握まではいかないのではないのか。

委員 学校名を伏せて公表しても序列化、過度の競争のおそれは変わらないのか。

学校課 学校名が特定されなければ序列化はないと思う。

#### 四 異議申立人の意見陳述

異議申立人(以下「申立人」という。)が異議申立書及び不服申立人意見書に基づき意見陳述。

#### 五 質疑

委員 足立区で生じた過度の競争は公表によるもので、開示とは別の問題だということが今ひとつよくわからない。その前提として弊害や過度な競争があるということは認めるということか。

申立人 40年前に全国学力テストが中止になったのは受験戦争が激しくなるのをあおったという弊害があったからである。東京都足立区の場合は都の学力テストで成績のいいところに予算を配分するということをやったので、間違いを訂正させるということが起きた。教育委員会がそういうふうにしたから過度な競争が起きた。あくまでそれは教育委員会なり文部科学省があおった結果である。

委員 開示請求者が情報公開で情報を入手しても公表にはあたらないということか。

申立人 公表にはなり得ない。

委員 開示しても序列化、過度な競争を招くことはないということか。

申立人 そうである。開示にそれだけの力はない。現に過去4回の県の基礎学力調査においては、開示によって何も問題は起きていない。

委員 過度の競争とはどういうものか。

申立人 足立区のような競争。現場の教員とか校長が点を取らせようと試験問題を早めに知らせるとか、そういうことだと思う。

委員 申立人がした開示請求の内容は学校名も開示するようにというものか。

申立人 7号に規定されているとおりである。現に学校ごとの正答率が開示されている。県の学力調査には7号が適用され、国の学力テストは6号で非開示なるというのは解釈に苦しむ。

委員 7号で県の学力調査は開示しているのだから、全国調査も同じようにしなさいという趣旨ですわね。

申立人 そうである。一番要点をついているのは資料に付けている県民室の見解である。「原則学力調査の結果については開示だが、県が主体となって行う調査と異なり、全国調査に固有の教育行政遂行上の支障も考えられるので、その理由が説明できれば非開示とすることもあり得る」という県民室の見解は納得できる。県と国の学力テストがどれだけ違うのか、ここをきちんと説明できなければ非開示とする根拠はない。県の学力テストは開示しても問題は起きていない。5教科と2教科の違いがあるが、2教科を開示して事務事業に支障が出るのか。その辺も納得ができない。

委員 7号の該当性だけで判断すべきだということか。

申立人 そうとは言っていない。6号と7号をきちんと整合性を持って判断すべきである。

委員 6号で判断するとしても事務事業支障はないということか。

申立人 仮に点数が悪いところが不参加だと言ったら、不参加でいいのかと逆に保護者が説明を求めてくるだろう。むしろ問題を明らかにして改善すべきだと思う。文部科学省が全国47都道府県のランキングを公表したことによって、大阪府とか沖縄県は改善策に動いている。上位の秋田県はどういう授業をやっているのかをNHKで紹介されたり、福井県や富山県に県教委が視察に行ったりしている。いいところを見習おう、下位のところは底上げしようというのに役立つと思う。

委員 他に何かありますか。

各委員 (質問なし)

申立人 6号と7号の関係について納得のいく結論を出していただきたい。

#### 六 審議

委員 6号に該当すると納得できる判断資料がないと厳しいかなと思う。教育委員会が言っている過度な競争のおそれという説明にはちょっと説得力がない。

委員 実施機関に、序列化だけでなく法定受託なども含めて、異議申立書に対する反論と今日の申立人の意見陳述に対する反論を次回までに書面で提出してもらいたい。

## 平成20年度第1回鳥取県情報公開審議会会議録

開催日時	平成20年04月21日(月曜日) 13:30 ~ 16:00
開催場所	鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館 2階 会議室
出席者名	出席委員 河本会長; 小谷委員; 松田委員; 宮田委員 事務局出席者 県民室 森脇室長; 西村参事; 谷口主幹; 衣川副主幹
議題	異議申立に係る審議
問い合わせ先	総務部県民室 0857-26-7753
その他	(1)公開又は非公開の別 非公開 (2)傍聴者数 0人 (3)その他参考資料

### 会議内容:

#### 会議の概要 (主な意見)

#### (1) 異議申立に係る審議について

##### 諮問第5号

以下の公文書に係る非開示決定処分

- ・「文科省実施の全国学力調査結果の内、市町村別・学校別のデータ」

#### 一 事務局説明

事務局から以下について説明。

- ・実施機関及び異議申立人が提出した補足説明書の概要

委員 足立区の指さし事案は公表による序列化をおそれて少しでもいい成績をとるためにやったのだというのが実施機関の説明になるのか。

事務局 そうい説明になると思う。

委員 実際は予算を多く取るためで、学力テストの開示とは別の問題であるということか。

事務局 異議申立人の主張はそうである。

委員 実施機関の説明は違うような気がする。

委員 公表するマイナスの面ばかりが強調されて、プラスのことが実施機関の説明には出てきていない。

委員 実態を明らかにすることによって、どうするかという知恵やあるいはみんなの意見を吸収することで進歩が期待できるのだと思う。

委員 実施機関が開示に反対する根拠が強く伝わってこない。7号が規定ができたときの経緯がどうであれ、この条文をみると開示しないとおかしいことになると思う。ただ、実施機関が主張しているように県が行う学力調査と違って、国が行う学力調査の結果が一人歩きする可能性はないとは言えない。

委員 全部開示まではできないということか。

委員 そうである。

委員 7号は大切にしたいと思う。

#### 二 実施機関の意見陳述 (小中学校課 (以下「学校課」という。))

学校課が理由説明書に沿って意見陳述。

### 三 質 疑

委員 文部科学省からの通知は、一応は公開はだめだが、その判断は各教育委員会に任せるとなっていたように思うが、それでも実施機関としては公開するつもりはないということか。

学校課 文部科学省から2回通知が出ていて、実施前の実施要領では都道府県の条例で判断してとなっていた。実施後の通知では条例の範囲内で非開示の扱いを適切にするようとなっていた。

委員 結果を教育委員会や第三者委員会で分析して、鳥取県の教育の問題点と今後みたいなことを発表することは考えているのか。

学校課 学力向上委員会を立ち上げて学力向上の具体策を検討しているが、これは県としての最大公約数的な課題に対してどういう手が打てるかという視点で具体策を立てている。第三者機関である検証改善委員会では全国学力調査の結果を踏まえた改善策を考えたが、特に成績が落ち込んでいる学校、地域をなんとかしようという視点ではなく、本県全体の課題に焦点を当てていた。

委員 テストの結果が良い、悪いというのは何によって出てくるのか。

学校課 いろんな要素があると思う。教師の指導方法が良いのか悪いのかということもあるだろうし、学校としての取組がどうか、子どもたちが努力しているかもある。それぞれの学校の置かれた環境や親御さんの生活の状況も地域によって違う。

委員 「単に点数を上げるだけの過剰で誤った競争」とあるが、点数を上げるというのは学力の向上ではないのか。

学校課 テスト対策をしたり、東京都であったような不正行為をして点数が上がっても意味がない。

委員 過剰な競争を起こすかどうかは結果を公開した結果、必然的に発生するものではなくて、教育内部の極めて人為的なものではないか。

学校課 必ずしも過度な競争が生じるわけではないかもしれないが、過去の例からみるとその可能性が大いにあると思う。

委員 「市町村教育委員会が誠実に取り組もうとしている改善に向けた取組に水を差す」ということが非公開とした大きな理由になっているが、具体的にはどういう取組か。

学校課 教員が学力向上に向けた改善を行っても、その結果が全国平均より低いということはたくさんある。そういった取組を点数が低かったことだけで評価されると改善の努力に水を差すことになる。

学校課 基本的な生活習慣をしっかり身につけさせようと努力している学校もある。勉強していく姿勢、物の考え方の基本部分に研究テーマをおいて取り組んでいる学校もある。それらはすぐには点数には結びつかない。ただ、点数が表に出るととにかく点数をとらせなさい、ドリルをきなさいという声がどんどん外から入ってくる。先生方も自信を失い、やりにくなる。すぐに点数が取れる取組ではないかもしれないが、長い目で教育していこうという努力をしている学校はたくさんあるので、そういうことができにくくなるおそれがあるかと思う。

委員 県独自調査の場合は公表による問題点はあったのか。

学校課 表だってはないかもしれないが、低かった市町村では議会などから指摘を受けたところもあるように聞いている。

委員 序列化、過度の競争の例として足立区の指さし事案があったが、これは予算化のためで、公開することとは問題が違うと思うが、この点はどうか。

学校課 確かに足立区は極端な例であるが、広島県三次市では学力到達度検査の結果が市広報に掲載されるため、校長が児童の答案を改ざんしたということがあった。

委員 県の学力テストが公開されたことによる弊害はあったのか。

学校課 大きな弊害はなかった。県の基礎学力調査は公開されても影響はせいぜい県内にとどまるが、国の調査だと全国紙のトップに載るほどの大きな話しになるのではないかと考えている。

委員 その根拠は。

学校課 開示、非開示についての記事が頻繁に新聞に載っているが、いまだに都道府県単位で公開したところはない。鳥取県が公開すれば大きなニュースになると思う。はっきりとお示しできるような弊害の実例はないが、校長がプレッシャーを受ければ、担任や教科担当にもっと点を取らせというような指示になっていく。教員は点を取らせるために似たような問題をやらせて慣れさせるといふようになりがちになる。そういう目に見えにくい弊害が大きいと思う。

#### 四 審 議

【情報公開条例第9条第2項第1号（法令秘等情報）の該当性について】

委員 法令の根拠、大臣の指示はないということですか。

事務局 法令の根拠はない。大臣から権限委任されているかどうか分からないので、大臣の指示かは分からない。

委員 事務次官とか局長は第1号の大臣等に入るのか。

事務局 大臣から権限を委任されたことが明確であれば入る。

委員 実施機関は該当性を説明していないので、非該当だということになるだろう。答申にあたって、念のため、根拠があるのかないのかの確認を実施機関に求めることとする。

【情報公開条例第9条第2項第6号（事務事業支障情報）の該当性について】

委員 指さしや改ざんは公表の結果自動的に起こるわけではないので、誤ったことが発生したからといって非開示の理由にはならないと思う。

委員 実施機関が一番おそれているのは保護者に対する説明責任ではないか。学校の現場でプレッシャーがあるのは分かるが、それをおそればかりもいられない。結果を踏まえて対処する姿勢がないといけないと思うが、その姿勢が弱いと感じる。その不安がぬぐいきれないと現場の先生たちの苦労は絶えないだろうし、子どもが被害者になってしまう。保護者が先生にプレッシャーをかけたり、教員同士でうちのクラスは点が悪かったという話しをするようなことが全く起こらないとは言えないけれど、それを把握して自制するのは市町村や県の教育委員会なので、発想を転換しないと困るかなと思う。説明もあまり具体的ではないし、抽象的に流れすぎているような気がする。支障がないとは言えないが、それで事務事業に支障があるとは言いきれない。

委員 教育委員会として結果を分析して教育の向上に努めるということだろうが、住民にはどれだけ向上したかが見えてこない。

委員 情報公開というのはいろんな情報を共有して、いろんな意見を言いながらみんなが一緒になってひとつの問題にぶつかっていこうというものなので、学力テストの公開のために情報公開制度があるようなものである。なにも隠すものではない。

委員 審議会は、事務事業に支障があるかどうかを判断するためのものなので、教育目的のために開示しなさいとは言えない。

委員 2教科しかテストをしていないのに、それですべてを判断されるということを心配しているが、そのことはきちんと説明すればいいことではないか。

委員 出し方によっては数字が一人歩きすることはあるので、現場の危惧はわかるが、それで事務事業にすごく支障があるかというところは言い切れない。

委員 教育は長いスパンで考えないといけないので、去年悪くて今年も悪くて、学校の先生は何を教えているのかと、それだけで判断されるのはつらいというのは理解できるが、それだけで事務事業支障というのは根拠が薄弱だと思う。

委員 実施機関は事務事業支障があることについて納得できる主張をしていないということだろう。

委員 学力調査に参加しない学校や市町村が出てきて全国調査の意味がなくなると言えるかどうか。参加しないのは犬山市だけのようなのであまり影響はないかもしれない。

委員 6号の該当性は国の事務事業に支障を及ぼすという理解でいいか。

事務局 一義的には国の事務事業支障であるが、調査に参加する学校が減ってきて国からデータがもらえなくなってきたときは県の事務事業支障になる。

委員 文部科学省が公開するなど言っている理由は何か。

事務局 序列化や過度な競争につながることで、調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれがあることと、正確な情報が得られなくなる可能性が高くなることの2点。

委員 そうすると県の調査で支障がないということは根拠にはならないということになる。

委員 宇都宮市が結果を公表していることについて文部科学省は問題にしていないのか。

事務局 実施要領で市町村は独自の判断で公表できるとしているので、実施要領の範囲内である。

委員 宇都宮市のように公表してもかまわないわけだから、開示することで序列化が生じる、あるいはそれを危惧して参加を見合わせる学校が続出するとは言えないように思う。

委員 文部科学大臣は国会答弁で、過度な競争を起こさないように公表の方式も考えてとっており、公表するなどは言っていない。

委員 次回の宿題としては、権限委任の件。6号について国の事務事業の支障があるという論点で、序列化、調査に参加しない学校が出てくるということが予想されることについて、今の資料で十分なのか、不足であればどういう点を補足する必要があるのか。具体的な弊害として指摘されたのは、三次市の例が挙げられているが、これがあるからといって事務事業に支障があるのかという点。

委員 これまで起きた問題のある状況というのが、必然的に引き起こされる悪弊にはならないと思う。過度な競争というのはあくまで人為的なことなので、適正な事務の遂行に支障を及ぼすことはない。

委員 情報を開示することで学力テストが崩壊するほどの不参加が出てくる状況ではない。なぜそう言えるかという今年の学力テストも犬山市だけが不参加で、前回のテストは都道府県レベルで公開はされたが、参加を取りやめるといふ動きにはつながっていない。そして低位に報道された県は改善の努力に向かっている。宇都宮市などのように開示することで教育の改善につなげようとする動きもあって、市町村とか学校レベルでは開示することは否定されていない。むしろ開示して教育につなげることが予定されている情報で、絶対開示はだめだという情報ではない。仮に序列化などの弊害が多少予想されたとしてもそれを上回る利益がある。足立区の例は趣旨が違う。三次市の例も詳細はわからないが、極端なケースであり、これがあるからといって事務事業に支障が生じるとは考えがたい。弊害的なものが事件になったのは結局2件だけである。これを開示することで学力調査の意味がなくなるというところまでは予想されない。まとめの方向性としてはこのようなところか。別の観点から事務事業支障の結論を出す上で補足することはあるか。あれば次回まで事務局に調査してもらおう。

委員 他県は結論が出ているのか。

事務局 まだ出ていない。他県では非開示決定はしているが、異議申立てが出ているところはない。裁判をやっているところはあるが、裁判は時間がかかる。

委員 今日出た議論を論点整理としてまとめてください。

委員 6号に該当しないとした場合に、7号の縛りがかかるかどうか。7号にも該当しないとすれば全部開示となる。7号ができた当時は国の学力テストがなかったので、予想されていない事態が生じた場合にそれを7号で取り上げることができるか。

委員 他県にはない7号があるので、公開したとしても、7号を適用して10人以下は公開しないとすればいい。1号も6号も適用するには根拠が薄い。

委員 実施機関は7号はもともとの県の学力テストを対象としているので、国のテストは対象外と言っている。立法の過程からいうとそのとおりである。

委員 実施機関の非開示の理由は1号と6号。7号を理由にしているわけではない。これをこの審議会でも7号に該当すると認定することはできるか。

事務局 実施機関が主張していないことで審議会が非開示にするということは基本的にはない。非開示にするには実施機関が主張するかどうかを聞かないといけない。附帯意見として7号を判断の材料として開示してくださいということは答申に書けると思う。

委員 1号、6号には該当しないので開示しなさい。ただし、7号の趣旨があるので10人以下は非開示とすることを考慮してくださいということか。

委員 次回は結論を出しましょう。

## 平成20年度第2回鳥取県情報公開審議会会議録

開催日時	平成20年05月19日(月曜日) 13:30 ~ 16:00
開催場所	鳥取県庁(鳥取市東町1-220) 県庁議会棟3階 第13会議室
出席者名	出席委員 河本会長; 小谷委員; 松田委員; 宮田委員 事務局出席者 県民室 森脇室長; 西村参事; 谷口主幹; 衣川副主幹
議題	異議申立に係る審議
問い合わせ先	総務部県民室 0857026-7753
その他	(1)公開又は非公開の別 非公開 (2)傍聴者数 0人 (3)その他参考資料

### 会議内容:

#### 会議の概要 (主な意見)

##### (1) 報告事項

事務局から以下について報告。

- ・鳥取県情報公開条例第7条第6項による報告(大量請求に係る特例延長決定について)

##### (2) 異議申立に係る審議について

諮問第5号

以下の公文書に係る非開示決定処分

- ・「文科省実施の全国学力調査結果の内、市町村別・学校別のデータ」

#### 一 事務局説明

事務局から以下について説明。

- ・実施機関提出資料について
- ・論点整理について
- ・鳥取県基礎学力調査結果の公表情報及び開示情報について

#### 二 審 議

##### 【情報公開条例第9条第2項第1号(法令秘等情報)の該当性について】

委員 文部科学省の文書決裁規則が提出された。これが法令秘情報の根拠になるかということであるが、このことについてはどうか。

委員 法令秘情報には当たらないと思う。今回提出された決裁規則は、決裁文書を出す場合には事務次官決裁を得なければならないということを行っているだけで、実施機関が従わなければならない大臣の指示に当たるかといえ、それには当たらないだろう。先ほどの事務局の説明にもあったが、第1号は法定受託事務を対象とする規定であるので、本件のように任意の協力を求めて実施した学力テストを法定受託事務と同じようには扱えない。これを同じように扱ってしまえば、法令上の根拠がなくても、今回のように協力要請があつて協力すれば、すべて1号に該当して開示できなくなってしまう。

委員 国から市町村に協力要請されているので、市町村としては拒否することも考えられた。これは国の命令というところまではいかないと思う。従いなさいという強い権限を持ってテストが実施されたかどうかはひとつの大きなポイントになるのではないか。

委員 非開示にすべきだという意見はないか。

委員 法定受託事務で公表されては困るということであれば、公表しないよう御協力くださいとい

うような文書ではなく、もっとはっきりしたかたちで通知がくるのではないか。こういう事例のときに非開示を認めることで、今後の情報公開がむやむやになってしまうことを懸念する。

委員 権限委任の根拠は何かということでこの資料を出してきたのだが、事務次官の決裁を受けていますよというだけの話ではないか。

委員 各大臣等の指示その他これに類する行為に当たるかどうかの問題である。各大臣等の指示その他それに類する行為とはどういうものか。

事務局 運用解釈では、「地方自治法に規定する法定受託事務における各大臣等の明示の指示等をいう。」となっている。また、「各大臣等」とは、「大臣のほか、大臣から当該事務に係る権限を委任された事務次官、局長等をいう。」となっている。

委員 大臣に指示に従わなければならないのか、従わなくてもいいのかを判断するのは実施機関か。

委員 犬山市は参加していないので、参加するしないは自由であり、通知に拘束力は無いということだろう。

委員 法定受託事務ではなく、任意の協力要請に基づいて行われる全国テストなので、拘束力があるものではないということではないか。第1号には該当しないということではないか。

各委員（異議なし）

#### 【情報公開条例第9条第2項第6号（事務事業支障情報）の該当性について】

委員 前回の意見陳述で説明があった三次市の事例を仙台高裁、盛岡地裁が引用して、テスト結果の改ざん、序列化、過度の競争が予想されるということとあわせて、非開示と判断している。他方、枚方市の学力診断テストでは大阪高裁、地裁がともに開示しなさいと言っている。そこには大規模校か小規模校かの違いがあるようだ。それから鳥取県が行った学力テストは、インターネットで学校別の結果は公表していないが、開示請求すれば学校別のデータも開示しているというのが事務局の説明であった。

委員 2件とも地方レベルの学力テストか。

事務局 そうである。

委員 盛岡は小規模であるというのが大きな判断の理由になっている。鳥取県は小規模な学校が多い。小規模がゆえに何らかの条件を付ければ開示することはできると思う。

委員 小規模がゆえに開示するにも条件があるということか。

委員 そうである。

委員 7号の条件を付ければ、小規模といえども開示ということも考えられるということか。

委員 そうである。

委員 実施機関は、開示することのマイナス面だけを言っていて、メリットについて全然触れていない。それから、公表された場合に、テストの不得手な子どもが他人に迷惑をかけないために休むというような弊害は起こる可能性はあるかもしれないが、過去に出題された問題を児童生徒に繰り返し解かしたりとかいうのは、点数を上げるためにやることなので、開示によって引き起こされる問題ではない。テストそのものから引き起こされるものである。

委員 開示して、指導内容をいい方向にもってってもらいたいという思いはある。

委員 開示する場合に留意する点、開示したことによって心配される面をどう克服していくかを明らかにしたほうがいいと思うし、開示することにどんなメリットがあり、そのメリットをどう増幅させていくのか、というようなことも教育委員会として考えないといけない。一般的な世間のいろんな考え方を吸収していくことが必要。

委員 現場の先生が、開示された点数が一人歩きすることを懸念するのはわからなくもないが、先生も児童生徒もそれをバネにしていい方向に持って行くというメリットのほうが大きいのではないかと思う。

委員 県の学力調査の市町村ごとの結果はインターネットで公表されているわけだが、反響は何かあるのか。

事務局 前回実施機関は、表だった弊害はないが、校長などはプレッシャーを感じているだろうということと言っていた。

委員 実施機関は開示できない理由をあげて説明しているが、逆に教育委員会としてこの結果をどう捉えてプラスにしていくかを考えれば、マイナスばかりではない。開かれた学校ということを出して、県民の皆さんに協力をお願いして、力にしていくこともできなくはない。そういうプラス面から考えると今の流れの中で知る権利を止めることはできないのではないか。実施機関の説明は根拠が薄弱で、異議申立

人の主張を覆すまでには至らないという感じである。ただ、小規模校のことが気になる。7号のことを実施機関は主張していないが、7号で明確に小規模校に対する配慮があるので、付記か何かで付けておかなければならないと思う。

委員 実施機関は7号を主張しているわけではないので、審議会としての答申のしかたは難しい。それから7号の制定当時は全国学力調査は予定されていなかったもので、その扱いをどうするのかという問題もある。6号に該当しないとすれば当然7号の問題は出てくる。

事務局 今日お配りした資料の文部科学省メモの中で文部科学省は、実施要領で非公表としている情報が情報公開されることで、この調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれがあると言っている。さらに、公表されることで文部科学省と市町村教育委員会との信頼関係が失われて、結果として全国的な状況を把握できなくなるおそれがあると言っている。この2つの理由を挙げて国の事務事業支障にあたると文部科学省は言っているし、実施機関も言っている。この部分についても審議会としての議論が必要である。

委員 文部科学省が非公表にしてくれと言っているだけで、契約を結んでいるわけではない。現実には宇都宮市は公開しているわけで、それで国民の信頼を裏切ったとは思えない。どう活用するかは教育委員会に任せられている。

事務局 宇都宮市の場合は学校ごとの公表で、実施要領では学校ごとの公表は学校の判断でもよいとなっている。市町村教育委員会が学校ごとの公表をまとめてするのはだめだとされている。

委員 県独自のテスト結果は公表している。国のテストは過度な競争や序列化が起こり、県のテストではその心配がないというのはどういうことか。関係ないのではないか。枚方市のように公開した例もある。

事務局 序列化、プレッシャー、現場の混乱は国のテストも県のテストも変わらないという議論はよくわかるが、文部科学省の事務事業支障にあたるという主張に対する議論をしていただきたい。

委員 今までの議論で、序列化であるとか三次市の例とかについては、不利益があっても利益もあるので、それだけで事務事業支障になるということまでは言えないという流れはできている。問題は、今日出てきた2点をどのようにクリアするかということである。

委員 理由としては漠然としていて具体性がない。

委員 国民の信頼を損なうというのはどのような場合か。

委員 学力テストをする場合に、絶対公表しませんということを経験として応じたというのであれば、公開することで信頼を裏切ることになるかもしれないが、そういうことは前提としていない。

委員 要請があって協力して、結果の使い方は学校に任せますというものを開示して、信頼を損なうとは言えない。

委員 主張されている様々なおそれに対応した反論を答申の中で記述しておかないといけないと思う。

委員 おそれがあるというだけで具体的なことは何も言っていない。教育委員会が次々と離脱して、全国的な状況が把握できませんということになるのか。

委員 三次市の例はインターネットで公表したことによるものなので、直接の理由にはできない。足立区の例も予算獲得のためである。開示請求があって開示したからという理由にはならない。

事務局 三次市の場合は通学区域の自由化ということもあって、本県とは違う要素もある。

委員 実施機関があげている理由は、開示非開示の問題とは直接はつながらないので、具体的な理由はない。文部科学省メモについては、県条例で判断したら非開示の理由にはならない。文部科学省と各市町村の信頼関係が失われるということであるが、宇都宮市の例もあり、具体的な理由にはならない。実際にそのような実態はない。文部科学省の言っている理由に具体性はないということで、6号は非該当でいけるだろう。

#### 【情報公開条例第9条第2項第7号（学力テスト情報）の該当性について】

委員 問題は7号の扱いをどうするかということである。7号の趣旨を生かすべきだという点はどうか。

委員 県条例で明確であり、それを適用することでいいだろう。

委員 それは全国テストであってもこの条例に該当するという理解か。

委員 そうである。

委員 施行当時は全国テストは予想されていなかったわけだが、文言上全国テストを排除する規定にはなっていない。

委員 そうすると、10人以下の学級については非開示、それを除いて開示すべきだという流れ

になるが、7号をどういふかたちで触れるかが問題である。実施機関は7号は問題にしていない。異議申立人は、7号の趣旨で10人以下を除いて開示すべきだといっている。結局、7号を適用すべきだということになるのか。

事務局 1号、6号についての解釈では全部開示だが、7号の趣旨を配慮することという文言を附帯意見として付けるということではないか。

委員 7号に該当するということではなくて、7号の趣旨を勘案すべきだということか。

事務局 答申の最後に入れることになる。

委員 答申の主文はどうなるのか。主文になお書きを入れないと、主文だけ見ると全部開示ということになってしまう。

委員 開示すべきであるが7号の趣旨を勘案して、10人以下は非開示とするのが相当である、と主文に入れればいい。主文でも明確にしておいた方が誤解を招かなくてよい。

【非開示決定通知書の非開示理由が不明確であることについて】

委員 答申にはこれも触れておいたほうがいい。

委員 条項だけでなく、非開示の理由をもう少し丁寧に表現したほうがいい。

委員 異議申立てする側からしたら、条文だけだと反論できない。異議申立てを考えたら、ある程度の理由は必要である。

委員 答申の一番最後に入れることとする。



異議申立書

平成20年1月7日

鳥取県教育委員会様

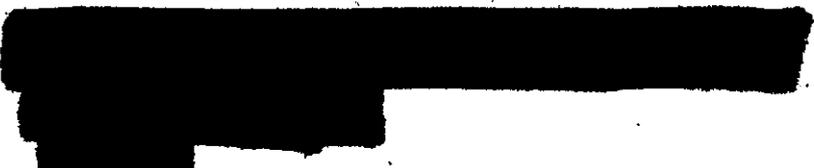


下記のとおり、異議申立て（審査請求）します。

記

1 異議申立人（審査請求人）の住所、氏名、年齢

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢



2 異議申立て（審査請求）に係る処分

( ) の平成19年11月8日付公文書非開示決定（公文書番号）第2007001185033

3 処分があったことを知った日

平成19年11月8日

4 異議申立て（審査請求）の趣旨

上記2に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5 異議申立て（審査請求）の理由

別紙の通り

6 教示

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、〇〇〇〇に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。」との教示があった。

7 添付書類

- (1) 公文書開示請求書（写し）
- (2) 公文書 開示決定通知書（写し）

様式第8号（事務取扱要綱第8の4関係）

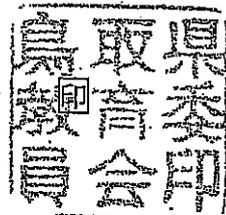
諮 問

鳥取県情報公開審議会

鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により平成19年11月8日付けで行った「平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ」の公文書非開示決定処分に対し、請求者 ████████ 氏から公文書非開示決定処分の取消しを求める異議申立てが平成20年1月7日付けで提起されたため、鳥取県情報公開条例第19条第1項の規定により諮問します。

平成20年1月17日

鳥取県教育委員会



添付書類

- 1 公文書開示請求書（写し）
- 2 公文書非開示決定通知書（写し）
- 3 異議申立書（写し）
- 4 その他

# 理 由 説 明 書

第200700172050号

鳥取県情報公開審議会

会長 河本充弘 様

平成20年1月22日付けで照会のあった公文書非開示決定処分の取り消しを求める異議申立てについて、申立人の主張に対し、下記のとおり説明します。

平成20年2月7日

鳥取県教育委員会

## 記

### 1 説明の趣旨

申立人が異議申立書の中で非開示決定処分の取り消しを求めている「平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ」（以下「本件公文書」という。）は、本県情報公開条例に基づいて非開示としたものであり、本件公文書に係る非開示決定は、同条例に基づく適正な処分である。

### 2 異議申立ての理由に対する事実の認否

申立人の主張及びこれに対する認否は以下のとおりである。

(1) 「非開示の理由が不明確であること」については、認めない。

【理由】

申立人は非開示理由が不明確であり、本県行政手続条例に違反すると主張するが、判例等により、理由付記の意義は情報公開条例実施機関の恣意的な決定（処分）の排除と請求者に対する異議申立ての便宜を図るためと判断されており、非開示理由については、個々の開示決定等の内容を勘案して付記すべきものと思料される。

本件非開示決定通知書については、「公文書の件名」欄において対象公文書の内容まで具体的に特定しており、また、「開示しない理由」欄において該当する号と該当理由を示しているため、申立者は容易に非開示情報がどの非開示事由に該当し、その根拠は何かを了知し得る。

従って、申立人の主張は容認できない。

(2) 本件公文書が「鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号（法令秘等情報）に該当しないこと」については、認めない。

【理由】

申立人は、以下のように主張する。

- ・ 今回の非開示情報は、本県情報公開条例第9条第2項第1号前段の「法令若しくは条例の規定により公にすることができない情報」に該当しないことは明らかである。
- ・ 平成18年6月20日付18文科初発第317号文部科学事務次官通知及び平成19年8月23日付19文科初第616号文部科学省初等中等教育局長通知（以下「文科省通知」という。）は大臣から次官、局長に権限が委任されているかどうか不明であり、第1号後段の「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示」に該当するかどうか不明である。
- ・ 今回の全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）事務は法定受託事務ではないため、県には当該通知に従うべき法的義務はない。
- ・ 文科省通知は、文理解釈上何らかの法的根拠を有するものでなければならない第1号後段の「これに類する行為」には該当しない。

しかし、以下のとおり申立人の主張は容認できない。

- ・ 文科省通知は、いずれも事務方トップの事務次官及びそれに次ぐ地位にある局長が発出した公文書であり、文部科学大臣から権限の委任を受けて発出されたものであると考えるのが妥当と思われる。
- ・ 文科省通知は、国が全国一律の基準で行う全国調査を円滑に実施するため、都道府県教育委員会に調査結果の適切な取扱いを徹底するよう指示したものであるが、宗教法人から県へ提出された書類の開示を巡って争われた平成18年（行コ）第1号公文書開示決定取消請求控訴事件広島高等裁判所判決において、「（法定受託事務及び宗教法人法の趣旨、事務遂行上の合理性等を考慮して、）全国一律の基準に基づいて処理するのが合理的かつ妥当であると考えられることからすれば、（宗教法人から提出された）書類を管理する事務は、法定受託事務であると解するのが相当である。」と判示（同判決は上告棄却により確定している。）されており、全国調査事務を法定受託事務と同等の事務と解することができる。
- ・ 全国調査事務は、教育委員会が当該事務の一部を上記文部科学事務次官通知に記載された条件を承諾した上で受託したものであり、また、調査結果を上記文部科学省初等中等教育局長通知の条件を承諾の上で収受したものである。こうした経緯を勘案すると、本県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項第1号に規定する「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にできない情報」と解することができる。
- ・ 以上を勘案すると、本件公文書を条例第9条第2項第1号に該当すると判断したことに誤りはない。

(3) 本件公文書が「条例第9条第2項第6号（事務事業支障情報）に該当しないこと」については、認めない。

【理由】

申立人は以下のように主張する。

- ・ 条例の一部改正により追加された条例第9条第2項第7号の規定は、「県が主体となって実施するもの」のみに限定されるか、「国が主体となって実施するもの」も含まれるのか不明であり、こうした曖昧な規定については、条例第1条が規定する「県民の知る権利の具体化・保障」の趣旨に鑑み、開示請求者の利益となるように運用・解釈されるべきである。
- ・ 第7号の規定が県が主体となって実施する全県的な学力調査を対象としているのであれば、国が実施する全県的な学力調査の結果については、非開示事由が規定されていないため、全部開示されなければならない。
- ・ 第7号の規定が「国が主体となって実施するもの」は含まないと解釈した上で第6号に該当するとするのは、平成15年6月定例県議会における片山前知事の認識・考え方と反する。
- ・ 第7号の規定があえて実施主体を明示していない趣旨からして「全県的な学力の実態把握」という事務の性質に着目した非開示項目と解釈すべきであり、児童又は生徒の数が10人を超える学級に係る調査結果は開示されなければならない。

しかし、以下のとおり申立人の主張は容認できない。

- ・ 条例第9条第2項本文において、「開示請求に係る公文書に（同項の）各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、・・・（中略）・・・当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする」と規定されており、本件公文書が第7号に規定する情報に該当するかどうかにかかわらず、第1号又は第6号の規定に該当する場合は当該理由により非開示となるものである。
- ・ 第7号で非開示とされる児童又は生徒の数が10人以下の学級の調査結果を含む市町村別・学校別のデータ全体を第1号及び第6号の規定により非開示としたものであり、第7号が「国が主体となって実施するもの」も含むかどうかは開示・非開示の判断に影響しない。
- ・ 平成15年6月定例県議会における片山前知事の認識・考え方は、当時、約40年にわたって全国調査が実施されていなかったため、第7号が全国調査の復活を全く想定していなかったことによるものであり、本件公文書が第6号に該当すると判断したことに矛盾しない。
- ・ 国が公表した全国調査の都道府県ごとの結果は、既に一部の報道機関が都道府県を序列化した報道を行っており、個々の市町村名・学校名を明らかにした調査結果を開示した場合、それが公表されれば、市町村や学校の序列化が生じることは容易に推測できる。その結果、市町村や学校間で過度な競争が生じ、調査に参加しない市町村や学校が出てくるなど、今後継続が予定されている全国調査で正確

な調査結果が得られなくなることによって、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これは第6号で規定する「国・・・(中略)・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・(中略)・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- ・以上を勘案すると、本件公文書を条例第9条第2項第6号に該当すると判断したことに誤りはない。

### 3 本件異議申立てに至るまでの経過

- ・平成19年10月24日 公文書開示請求
- ・平成19年11月 8日 公文書非開示決定通知
- ・平成20年 1月 7日 異議申立て

### 4 意見

申立人は非開示処分の取り消しを求めているが、本県の非開示決定に係る開示・非開示の判断に誤りはなく、申立人の主張を容認することはできない。

よって、本件異議申立てを棄却するとの答申を求める。

なお、審議会においての意見陳述を希望する。

### 5 添付書類

- (1) 公文書開示請求書 (写)
- (2) 公文書非開示決定通知書 (写)
- (3) 異議申立書 (写)
- (4) その他参考資料



別添様式

## 不服申立人意見書

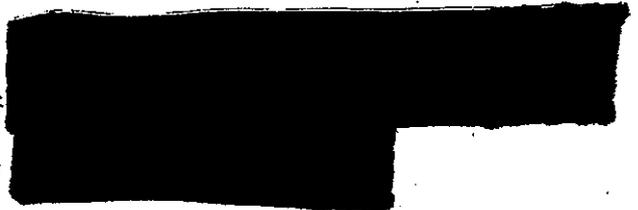
鳥取県情報公開審議会

会長 河本 充 弘 様

平成20年2月12日付けで照会のあった「文科省実施の全国学力調査結果の内、市町村別・学校別のデータ」の平成19年11月8日付第200700118503号による公文書非開示決定処分<sup>の</sup>取消しを求める異議申立てについて、知事の理由説明書に対し、下記のとおり申立てます。

平成20年2月27日

住所  
氏名



### 記

1 申立ての趣旨

県教委の非開示決定処分は取り消されべきものである。

2 <sup>教育長</sup>の理由説明書に対する意見

別紙の通り。なお、審議会での意見陳述を希望する。  
(反論書)

3 添付書類

別紙の通り。

## 補 足 説 明 書

第200700209811号

鳥取県情報公開審議会  
会長 河本充弘 様

平成20年3月19日付けで依頼のあった公文書非開示決定処分の取り消しを求める異議申立書及び不服申立人意見書における申立人の主張に対して、下記のとおり補足説明をします。

平成20年3月31日

鳥取県教育委員会



記

### 1 補足説明の趣旨

申立人が異議申立書で主張している「鳥取県情報公開条例第9条第2項第6号（事務事業支障情報）に該当しないこと」については、平成20年2月7日付第200700172050号の理由説明書で、その主張を認めないこととし、併せて理由を説明しているが、平成20年2月27日付けで申立人から提出のあった不服申立人意見書に添付されている反論書の4（3）で主張していることについて、次のとおり反論する。

### 2 補足説明

- (1) 「テスト・学力調査結果という事実・真実を明らかにすることが、むしろ生徒本人、保護者や地域全体の教育に対する意欲・熱意を高め、教育の質を向上させ、鳥取県全体ひいては日本の教育に有益であることを無視した誤った考え方である。」ことについては、認めない。

#### 【理由】

今回の全国調査においては、その結果を市町村教育委員会や学校が分析して、これまでの教育の成果や課題を把握し、それぞれの実態にあった改善を行っていくことが、今後の教育の充実にとって重要なことと考えている。

個々の市町村名や学校名を明らかにして結果のみを公開すれば、教育の質が向上

するどころか、単に点数を上げるだけの過剰で偏った競争など義務教育が誤った方向に向かうことが、他の都道府県の例からも十分に予測できる。

なお、今回の全国調査では、児童・生徒や市町村・学校には、それぞれの結果が返されており、市町村教育委員会や学校が、保護者や地域住民に説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果や自校の結果を公開することについては、文科省通知においても、それぞれの判断に委ねているところである。

これらのことから、市町村ごとや学校ごとの結果については、県教育委員会が一律に公開するのではなく、説明責任を果たすべき市町村教育委員会や学校が、地域の実態を十分勘案した上で、公開するものであると考えている。

- (2) 「県民の知る権利を具現化し、保障する情報公開制度の持つ意義と、鳥取県教育委員会が主張する漠然とした「おそれ」とを比較するとき、県民の知る権利が、具体的根拠のない漠然とした「おそれ」により制約を受けることは許されるものではない。」ことについては、認めない。

【理由】

県教育委員会が主張している序列化や過度な競争が生じるおそれは、決して漠然としたものではなく、他の都道府県でも都道府県レベルや市町村レベルの調査で既に生じている事実を踏まえて、全国調査の場合は、序列化や過度な競争が本県においても十分に起こりうると判断しているものである。

県教育委員会では、県全体の調査結果の公表後、調査結果を東・中・西部の地区別や郡・市別などに加工して公表し、県民の知る権利に対して、一定の配慮を行ってきたところであり、県教育委員会としては、一律に個々の市町村名や学校名を明らかにして、あえて序列化や過度な競争を助長するような公開をすることは考えていない。

なお、公開して序列化された場合に、県教育委員会として最も心配するのは、調査結果が下位の学校にいる子どもたちに与える影響である。県民の知る権利を保障することは重要なことと認識しているが、教育的な配慮との均衡を十分に考慮した結果、例え「おそれ」であっても非開示にできることを憲条例が認めており、非開示と判断したものである。

- (3) 「現に、県独自で実施した学力テストの結果については、開示請求に対して開示決定されているが、鳥取県教育委員会が「容易に推測できる」と主張している「市町村や学校の序列化」は生じていない。鳥取県教育委員会の心配は、漠然とした杞憂に過ぎず、非開示事由とはならない。」ことについては、認めない。

【理由】

全国規模の調査と県規模の調査では、保護者やマスコミの関心など社会的な注目度が全く異なっており、それは今回の全国調査結果の公表に関するマスコミの取り扱い方をみても明らかである。国が行った調査結果の公表時には連日のように報道

が行われ、特に下位の都道府県の順位が全国的にクローズアップされるような報道が続けられた。また、公表から約半年経った現在でも調査結果の公開に関する報道は依然として多くあるなど、県の調査時とは比較にならないほどの影響力の高さを証明している。都道府県レベルの序列化では、過度な競争が生じるおそれは低いと思われるが、市町村レベルや学校レベルで序列化されれば、過度な競争が生じるおそれが高いと考えている。

なお、県教育委員会が今回の請求に応じて調査結果を開示すれば、マスコミからの開示請求が行われ、序列化された報道が行われることは、都道府県ごとの調査結果が序列化されたことから容易に推測できる。その結果、調査の対象となった教科が、県の調査では、小学校で4教科、中学校で5教科だったが、全国調査では、2教科（国語と算数・数学）のみであるにもかかわらず、一部の特定の教科だけであたかも全体的な学力のレベルように捉えられ、市町村教育委員会や学校が誠実に取り組もうとしている改善に向けた取組に水を差すことになる。

### 3 最後に

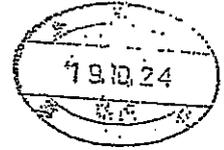
県基礎学力調査は、県が実施主体であったため、県が調査結果の公開を決定したことについても、県民に対して説明責任を果たさなければならなかったものである。

一方、今回の全国調査は、国が実施主体であり、実施に当たっての取扱いは国が作成したものである。国民への説明責任は、実施主体である国が果たさなければならないが、それぞれの自治体が勝手に国の取扱いに反して調査結果を公開すれば、国も国民への説明ができないと思われる。

そもそも、国が実施主体である全国調査に参加した以上、実施主体である国が定めた取扱いに則って調査を実施するのは当然のことであり、それぞれの自治体が勝手に取扱いに反することは、信義に反するものである。

### 4 意見陳述

審議会においての意見陳述を希望する。



# 公文書開示請求書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

平成19年10月24日

請求者・郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 (電話番号) 自 宅

勤務先

請求者の資格	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 <small>(勤務先名 所在地)</small> <input type="checkbox"/> 県の区域内に所在する学校に在学する者 <small>(学校名 所在地)</small> <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 <small>(事務所又は事業所の名称 所在地)</small> <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの <small>(利害関係の内容)</small>
公文書の件名 又は内容	文科省実地の全国学力調査結果のうち市町村別 学校別のデータ
開示の方法	(1) 閲覧 (3) 視 聴 (2) 写しの交付 (送付の希望の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> )
※受付年月日	年 月 日
※担 当 課	
備 考	

注 ※印の欄には、記入しないでください。

# 公文書非開示決定通知書

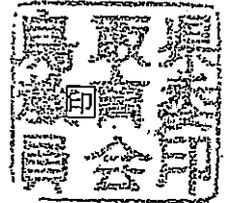
第200700118503号

様

平成19年10月24日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

平成19年11月8日

鳥取県教育委員会



公文書の件名	平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ
開示しない理由	鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号（法令秘等情報）及び第6号（事務事業支障情報）に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	鳥取県教育委員会事務局小中学校課（電話 0857-26-7512）
備考	

注 ※印の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

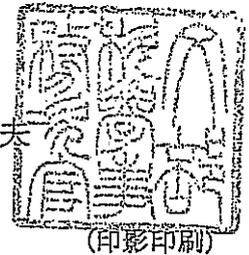
(教示)  
この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。  
また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県教育委員会となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



18 文科初第 317 号  
平成 18 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

文部科学事務次官  
結 城 章 夫



平成 19 年度全国学力・学習状況調査の実施について (通知)

文部科学省では、平成 19 年度から、小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査を実施することとし、この度、実施要領を別紙のとおり定めましたので通知します。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び調査に関係する所管の学校に対して、市町村教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに、十分周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の理解と協力をお願いします。

## 平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

### 1. 調査の目的

- (1) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

### 2. 調査の名称

「平成19年度全国学力・学習状況調査」（以下、本調査という。）

### 3. 調査の対象とする児童生徒

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
  - ア 小学校第6学年，盲・聾・養護学校小学部第6学年
  - イ 中学校第3学年，中等教育学校第3学年，盲・聾・養護学校中学部第3学年
- (2) 盲・聾・養護学校及び小中学校の特殊学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。
  - ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
  - イ 知的障害養護学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 4. 調査事項及び手法

#### (1) 児童生徒に対する調査

##### ア 教科に関する調査

- (ア) 小学校第6学年に対する調査は、国語・算数とし、中学校第3学年に対する調査は、国語・数学とすること。
- (イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとすること。
  - ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、

実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

（ウ）出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入すること。

#### イ 質問紙調査

小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施すること。

#### （2）学校に対する質問紙調査

学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力・運動能力の全体的な状況等に関する質問紙調査を実施する。

### 5. 調査を実施する日時

#### （1）児童生徒に対する調査

ア 調査実施日を平成19年4月24日火曜日とすること。

教科に関する調査は、全体で小学校は3単位時間、中学校は4単位時間、質問紙による調査は1単位時間とすること。（ここでいう1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分とすること。）

イ 平成20年度以降における調査の実施予定日は、原則として毎年4月の第4火曜日とすること。

#### （2）学校に対する質問紙調査

平成19年4月に実施する。

#### （3）調査実施に関するスケジュールの予定

別紙1のとおりとする。

### 6. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおり（公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙2、別紙3、別紙4）とする。

- (1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等（以下、参加主体という。）の協力を得て実施する。なお、事業の一部（調査問題の発送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会及び学校等への提供作業等）は、文部科学省が民間機関に委託して実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する調査に関係する学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、所管の学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

## 7. 調査結果の取扱い

### (1) 調査結果の示し方

調査結果については、小学校及び中学校のそれぞれについて、以下の事項等を示すこととする。

- ア 教科に関する調査の結果について、国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答値、中央値、最頻値、標準偏差等
- イ 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ
- ウ 国語、算数・数学の問題ごとの正答率
- エ 児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果について、
  - (ア) 学習意欲や学習方法等に関する結果
  - (イ) 児童生徒の学習環境や生活の諸側面等と学力との相関関係の分析
  - (ウ) 学校における教育条件の整備状況等と学力との相関関係の分析

### (2) 調査結果の公表

文部科学省は、以下のア～ウにつ~~いて~~<sup>くわ</sup>て、(1)に掲げる調査結果の分析データを

公表する。

ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村、または、へき地）における公立学校全体の状況

### （3）調査結果の提供

調査結果については、各教育委員会、学校等に対して、（2）に示す文部科学省が公表する内容に加えて、以下の調査結果を提供し、その内容は別紙5のとおりとする。

ア 文部科学省は、参加主体に対して、以下の調査結果を提供すること。

（ア）都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

（イ）市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体及びその設置管理する各学校に関する調査結果

（ウ）学校法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

（エ）国立大学法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

イ 各学校に関する調査結果は、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとする。学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。

ウ 文部科学省は、都道府県教育委員会に対して、当該都道府県における公立学校全体、域内の各市町村における公立学校全体及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果を提供すること。

### （4）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の取扱いについて配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

イ 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

ウ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、そ

それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

- エ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であると考えられること。

また、都道府県等が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの自治体の判断にゆだねられること。

## 8. 調査実施にあたっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施にあたっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査問題の発送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、学力調査相談連絡センター（コールセンター）を設置する。
- (3) 本調査についてインターネット上で相談を行うことを可能とする専用のWebサイトを開設し、教育委員会、学校等との双方向の情報交流を図る。

## 9. 予備調査

本調査の確実かつ円滑な実施に必要な検討を行うために予備調査を実施する。

- (1) 調査事項、対象学年等  
本調査に準じる。

- (2) 対象校  
全国の小学校及び中学校から各々100校程度を選定する。

- (3) 調査日時  
平成18年11月から12月までの間で、予備調査対象校の行事などの都合を勘案し、実施可能な日において実施する。

#### (4) その他

- ア 予備調査の調査問題及び調査結果の公表は行わないが、予備調査実施後に一部の問題例を公表すること。
- イ 個々の児童生徒に対する調査結果の提供は行わないが、当該学校に対しては、学校全体の児童生徒の学力の分布が分かる調査結果を提供する予定であること。
- ウ 具体的な実施方法等については、おって予備調査実施マニュアルで示す予定であること。

### 10. 留意事項

#### (1) 各教育委員会、学校等における実施体制等

本調査を実施するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 調査問題や個人情報等の調査に関して知り得た秘密については、各教育委員会、学校等においてその保持を徹底すること。

#### (2) 学校行事による日程の変更等

本調査は、原則として対象となるすべての学校の協力を得て実施することとしている。ただし、調査実施日に既に修学旅行等の学校行事が予定されており、この学校行事の日程を変更できない特別の事情がある場合は、教育委員会、学校等の判断により、調査実施日以降に別途調査することを可能とする。

この場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

#### (3) 体力・運動能力の状況に関する調査

文部科学省が定める新体力テスト実施要項に基づく新体力テストを平成18年度に小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象として実施している学校に対しては、学校に対する質問紙調査において、その測定結果の提供を求めることとする。

#### (4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、一人一人の障害の種類や程度に応じて、調査時

間の延長、点字・拡大冊子の使用、別室の設定などの配慮を行うものとし、詳細については、別途、調査実施マニュアルで示すこととする。

#### (5) 調査問題等の公開

文部科学省は、本調査を実施後速やかに、調査問題、採点基準、出題のねらい等を公開することとする。

#### (6) 調査により得られる分析データの取扱い

ア 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

- ・これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づき同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

#### (7) 調査実施マニュアルの作成・配布

本調査の具体的な実施方法等については、平成19年1月に作成・配布を予定している調査実施マニュアルで示す予定である。調査実施マニュアルの主な記載項目は以下のとおりとする。

- ア 作業日程
- イ 調査の実施体制
- ウ 各教育委員会、学校等の連絡体制
- エ 問題冊子の体裁・構成及び時間割のモデル案
- オ 本調査実施時における具体的な作業手順
- カ 障害のある児童生徒に対する具体的な配慮事項
- キ 不測の事態への対応

## 調査実施に関するスケジュールの予定

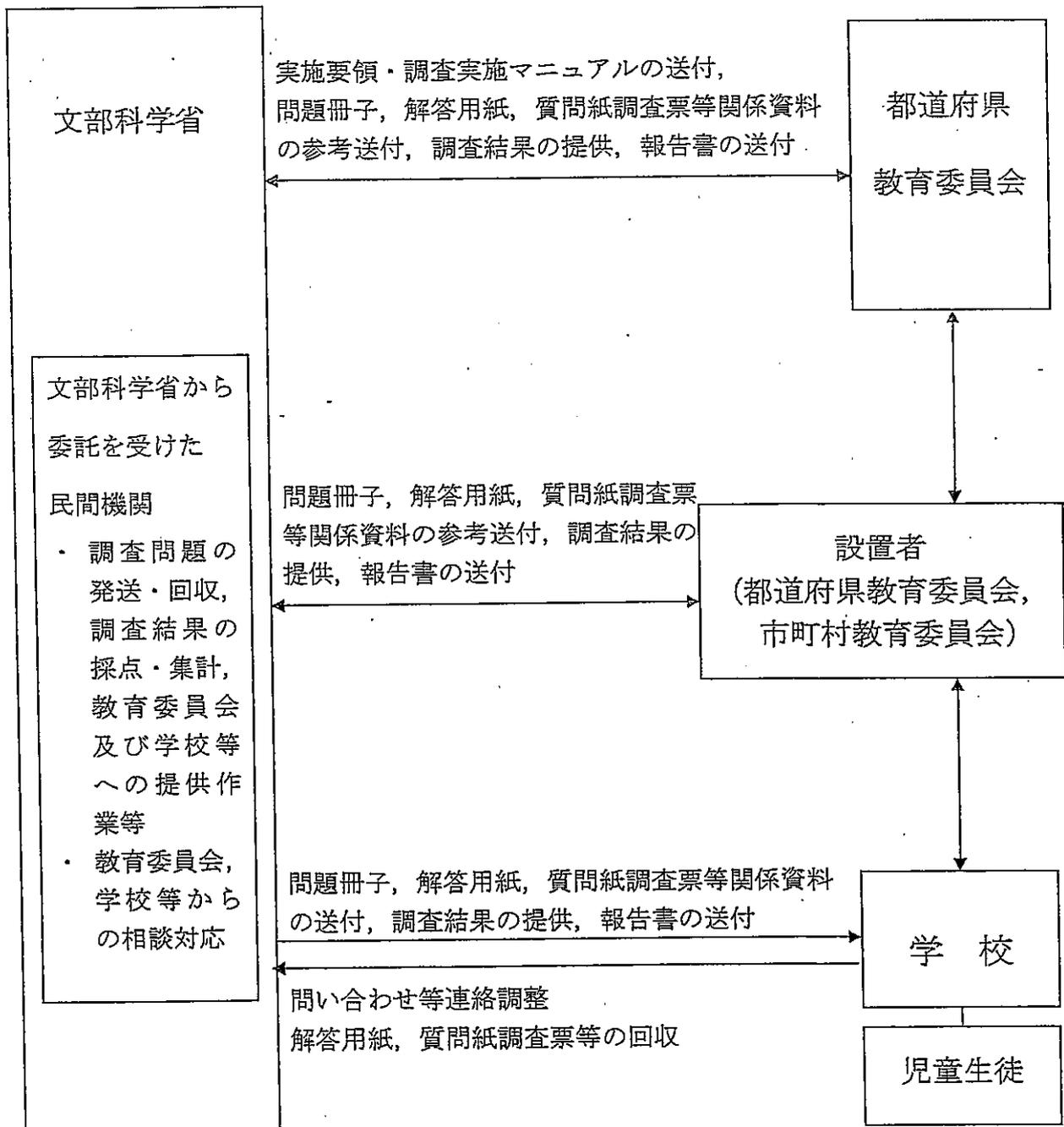
	文部科学省等(※1)	都道府県等(※2)	設置管理者	学校
18年 6月	実施要領の作成	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領
10月	予備調査実施 マニュアルの 作成	予備調査実施 マニュアルの 受領・周知	予備調査実施 マニュアルの 受領・周知	予備調査実施 マニュアルの 受領(実施校のみ)
11月	予備調査の実施(平成18年11月～12月)			
19年 1月	調査実施 マニュアルの 作成	調査実施 マニュアルの 受領・周知	調査実施 マニュアルの 受領・周知	調査実施 マニュアルの 受領
3月 ～5月	問い合わせ対応 連絡調整等			問い合わせ 連絡調整等
	調査に関する 資材等の発送作業			調査に関する 資材等の受領・保管
4月	本調査の実施(平成19年4月24日(火))			
	調査に関する 資材等の回収作業			調査に関する 資材等の回収作業
8月 ～9月	調査結果の 公表及び提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
9月 以降	調査報告書 の作成	調査報告書の受領	調査報告書の受領	調査報告書の受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所及び文部科学省から委託を受けた民間機関を含む

※2 都道府県等とは、国立学校の場合は文部科学省、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局のこと

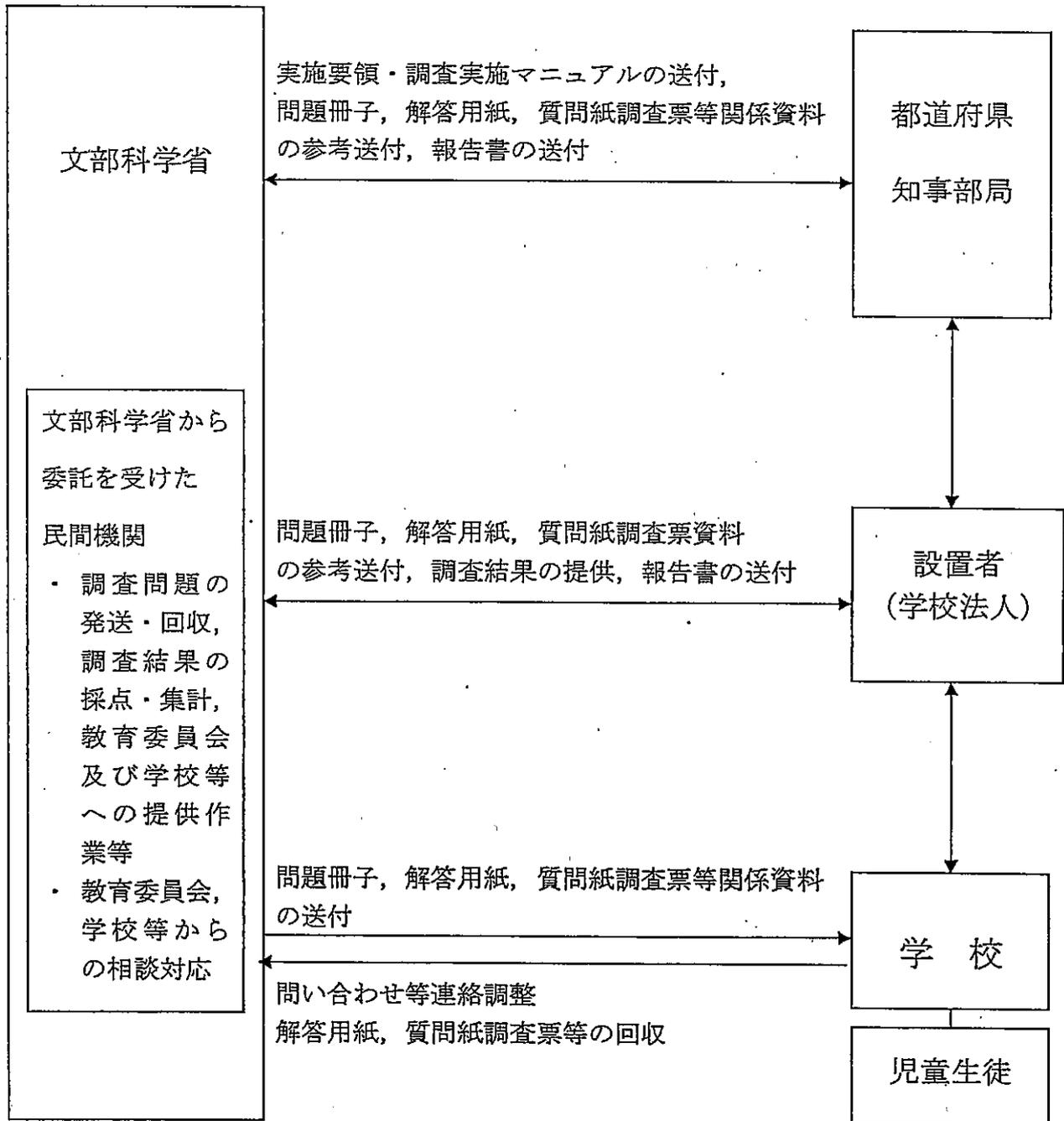
### 調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



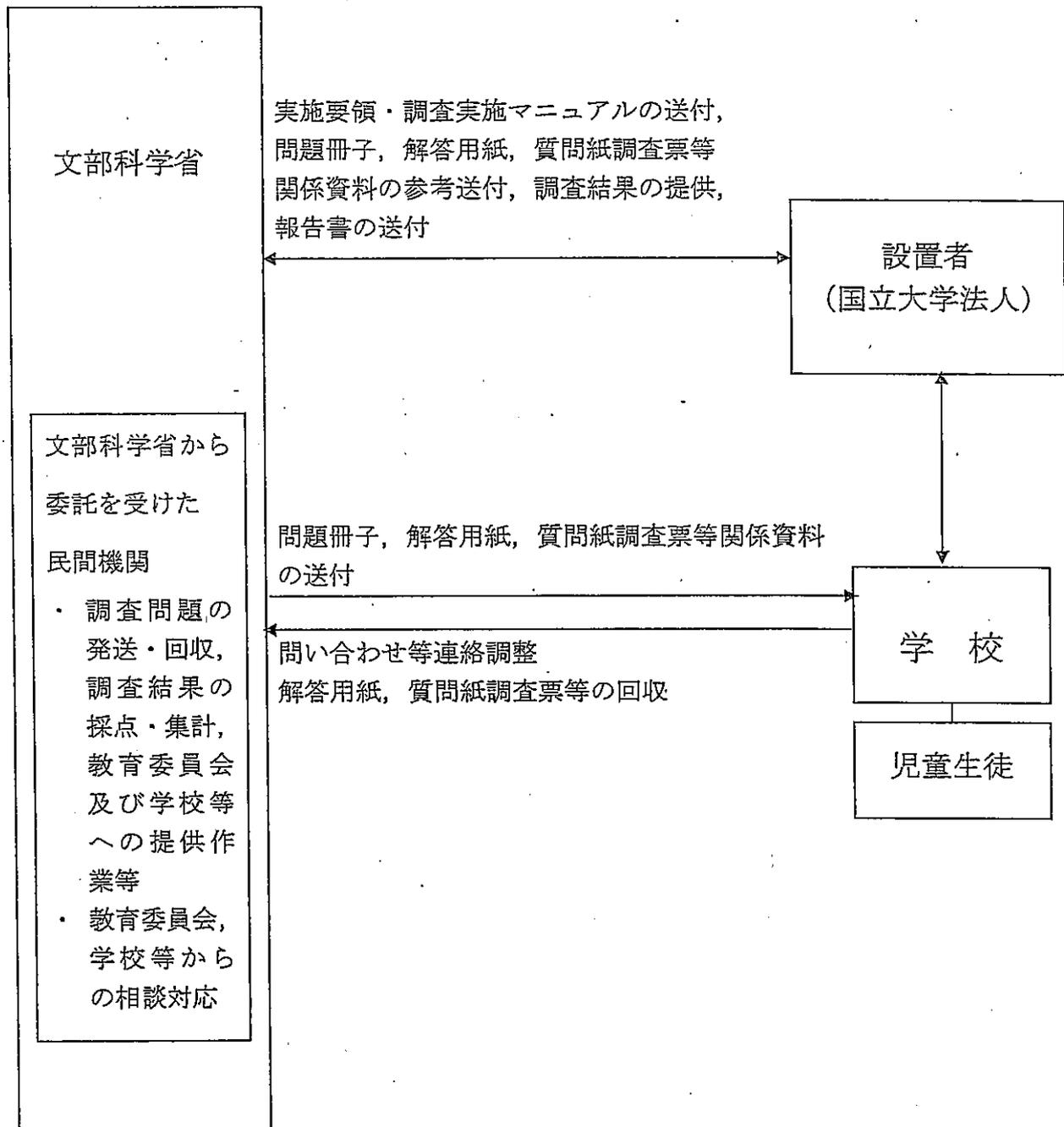
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



## 文部科学省が提供する調査結果

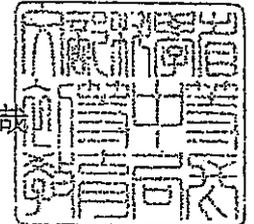
提供先	文部科学省が提供する調査結果の内容
都道府県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果</li> <li>・ 当該都道府県における公立学校全体に関する調査結果</li> <li>・ 設置管理する各学校に関する調査結果</li> <li>・ 域内の各市町村における公立学校全体に関する調査結果</li> <li>・ 域内の各市町村が設置する各学校に関する調査結果</li> </ul>
市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果</li> <li>・ その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果</li> <li>・ 当該市町村における公立学校全体に関する調査結果</li> <li>・ 設置管理する各学校に関する調査結果</li> </ul>
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果</li> <li>・ 設置管理する各学校に関する調査結果</li> </ul>
国立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果</li> <li>・ 設置管理する各学校に関する調査結果</li> </ul>
学校 (公立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果</li> <li>・ その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果</li> <li>・ 当該学校全体に関する調査結果</li> <li>・ 各学級に関する調査結果</li> <li>・ 各児童生徒に関する調査結果</li> </ul> <p>※学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供する</p>



19文科初第616号  
平成19年8月23日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長  
金 森 越 哉



(印影印刷)

## 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて（通知）

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の円滑な実施について、特段の御理解と御協力をいただいておりますが、本調査については、現在公表に向けた作業を進めているところです。

今後、文部科学省から各教育委員会に対して、調査結果を提供することとなりますが、その取扱いについては、「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成18年6月20日付け18文科初第317号文部科学事務次官通知）において示した「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき適切に行われる必要があります。

ついては、今後の調査結果の公表に向けて、各教育委員会においては、下記に示す、実施要領の該当部分及び留意事項に基づき、調査結果の取扱いについて適切に行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、同様に、調査結果の取扱いについて適切に行うよう指導の徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

本調査に参加・協力した教育委員会は、実施要領を前提として調査に参加・協力したものであり、調査結果の取扱いについては実施要領に基づいて行うこと。

## 2 調査結果の公表について

### (1) 実施要領

実施要領の7.(4)では、①都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、また、②市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないことを定めている。

### (2) 留意事項

市町村教育委員会、学校がそれぞれの判断で自らの結果を公表した後においても、都道府県教育委員会は個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこと。同様に、学校がそれぞれの判断で自校の結果を公表した後においても、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと。

## 3 情報公開における調査結果の取扱いについて

### (1) 実施要領

実施要領の10.(6)では、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、①文部科学省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこと、また、②教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、①を参考に、それぞれの情報公開条例に基づき同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があることを定めている。

### (2) 留意事項

① 文部科学省が公表する内容以外の情報について、文部科学省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の本文「国の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を根拠として、不開示情報として取り扱うこととしていること。

② 国が行う本調査の結果の公表・情報公開については、これまでも国会等で広く議論が行われてきたところであり、都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を公にした場合又は市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を公にした場合、その性質上、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。また、その具体例としては、次に掲げるおそれが挙げられること。

ア 本調査の実施については、序列化や過度な競争につながらないように特段の配

慮が必要であることについて、国会、審議会等において議論が行われたところであり、それらの議論を踏まえて作成した実施要領の趣旨に反して、都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を開示し、又は市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を開示することにより、本調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれ

イ 市町村教育委員会等は自らの判断で本調査に参加しているところ、一部の都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を開示し、又は一部の市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を開示することにより、次年度以降市町村教育委員会等からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、結果として全国的な状況を把握できなくなるおそれ

- ③ 都道府県教育委員会においては、①及び②を参考に、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として、個々の市町村名・学校名を明らかにした情報の開示により本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応すること。同様に、市町村教育委員会においては、①及び②を参考に、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として、個々の学校名を明らかにした情報の開示により本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応すること。なお、その際、別添2，3の資料が参考になると考えられること。

[参考]

- 別添1 平成19年度全国学力・学習調査に関する実施要領（抜粋）
- 別添2 調査結果の公表・情報公開に関する国会での主な質疑内容
- 別添3 調査結果の公表・情報公開に関する中央教育審議会の答申等の記述

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
学力調査室

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 3725

## 平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（平成18年6月20日文科科学省事務次官通知）

### 7. 調査結果の取扱い

#### (2) 調査結果の公表

文部科学省は、以下のア～ウについての分析データを公表する。

- ア 国全体の状況及び国立・公立・私立学校別の状況
- イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況
- ウ 地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市、町村、または、へき地)における公立学校全体の状況

#### (4) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の取扱いについて配慮すべき点は、以下のとおりとする。

- ア 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- イ 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。  
また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。
- ウ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。  
ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。
- エ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であると考えられること。  
また、都道府県等が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの自治体の判断にゆだねられること。

## 10. 留意事項

### (6) 調査により得られる分析データの取扱い

ア 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

・これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

## 調査結果の公表・情報公開に関する国会での主な質疑内容

### 1. 平成18年3月1日(水) 予算委員会第四分科会(抜粋)

#### ○丹羽秀樹議員

．．．．さらには、各自治体や学校間での競争が激化してしまい、その辺でも問題が生じ、．．．．とっております。

(略)

#### ○小坂文部科学大臣

(略)

過去にあった学力調査における意見として、自校の成績を上げるために学力の差のある生徒に対して受けさせないというような事例が生じたりという弊害が過去指摘をされたこともあります。そういったことに十分配慮をいたしまして、それぞれに積極的にお取り組みいただけるようにするためには、調査の趣旨や、それから私どもが考えている配慮を十分にお伝えして、理解を得て、そして自主的に、積極的に参加していただく、そういう環境づくりが非常に重要だと思っております。

そのことにまず心を砕きながら、今専門家の検討会議を組織して検討していただいております。具体的な実施の枠組みについてはその結論を待っていきたいと思っております。

全国的に、学力、生徒の学習理解度などを十分把握できる、そして検証できるということ、それから各学校における教育指導や児童生徒の学習の改善に役立つようなものにする、そういった意味で、調査の実施方法、結果の取り扱い、公表の仕方、ここが非常にポイントだと思っております。

特に公表の仕方、どこへどう戻すのかというフィードバックのレベルについては、私どもも、少なくとも学校の公表に当たっては、全国的に見た中で大まかな感覚がつかめるように、余り個別的なものを公表するということになりますと弊害が生じることも懸念されますので、専門家の御意見を聞きながら、その辺には十分に配慮をしたい。

それから、知識だけでなく実生活での活用力をはかるような方式にする、それから序列化につながらないように配慮をすること、こういった点を検討して、実施要項に向かって詰めていきたい、こう考えております。

各教育委員会においてこの考え方を御理解いただいて、漏れなく参加していただけるように努力をしてみたいと存じます。

## 2. 平成18年3月15日(水)衆・文部科学委員会(抜粋)

### ○池坊保子議員

(略)

私は学力テストが全国レベルで二位だ三位だなんということに一喜一憂する必要はないと思うんですね。低学年では伸びなくたって、基礎、基本をしっかりと身につけていけば高等学校でその能力を伸ばすこともできますから、学力テストだけがすべてみたいなことは考える必要はないので、……。

文部科学大臣には、これから国はどういうことをやるべきと考えていらっしゃるのか、そのお考えとともに、地方にどういうことをしてほしいと願っていらっしゃるのか。それから、あわせて、今の学力テスト、そういうことについてもお考えをお伺いしたいと存じます。

### ○小坂文部科学大臣

(略)

その位置づけをしっかりと把握して、それがもし最初のプランとずれているようであれば、それを今度は是正するため、あるいはさらに前向きに前進させるためのアクションをとっていくということでございますので、それぞれの教育現場において、自分たちがどのような位置づけになっているのか、また、自分たちがやってきたことがどのように前進をしているのか、あるいは停滞をしているのか、そういったことについての正しい認識を持っていただくことが必要でございます。これは国の立場から行うものではなくて、現場の皆さんに対しても、自分たちが行ったことに対する自己評価といいますか、自分たちでこれを確認していただくための材料を提供するといった意味での効果は十分にあるものだと思っております。その意味で、この全国学力調査については、結果の公表の仕方というものを私どもは十分に配慮をしていかなきゃいかぬと思っております。

すなわち、個別の個人あるいは学校あるいは市町村の位置づけを公表するのではなくて、まずもって大きなブロック単位でそれぞれの位置づけがどのようなになっているのか。また、その中において、それぞれの市町村は、その県の中で一体自分はどのような位置づけになっているかということが把握できるように、都道府県のブロックあるいは市町村のうちの市の、政令指定都市を含めた、中核市、政令市、そういった大くくりのあり方、町村というくくりのあり方、あるいは過疎の町村というものもまた別につくる必要があるかもしれません。

そういったそれぞれのレベルの段階で比較をして、そして、それぞれの都市部、大都市部ではどうなのか、あるいは地方都市ではどうなのかというような、大くくりでまず位置づけを見させていただくというようなことができるような配慮もしながら、こういったことを現場で十分御理解いただければ、自分たちの町村に対して直接的な位置づけをして公表されるようなものに参加はしたくないというような間違った理解のないように、十分にその意義とやり方、方法等を周知して取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

### 3. 平成18年3月16日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

#### ○北岡秀二議員

(略)

所信の中にも入っておるようでございますが、全国的な学力調査の実施にも大臣は触れておられます。学力低下が危惧されている中、大臣自身、今までゆとり教育の是非云々いろいろ言われておりました。……今後、学力の向上に対して文科省としてどういうふうに取り組んでいかれるのか、大臣のお考えも含めて、お伺いをさせていただきます。

#### ○有村大臣政務官

北岡先生から御質問がありました学力調査のことだけ私が担当させていただきます。

全国的な学力調査については、児童生徒の学習到達度を全国的に把握して国として一定以上の教育水準の確保を図ること、また、各教育委員会、学校に対して広い視野で教育指導の改善充実を図るための機会を提供することを目的として、十九年度の早い時期に小学六年生の国語、算数、中学三年生の国語、数学について原則として全児童生徒を対象に行いたいと考えております。

中教審、昨年10月の答申においても、学校間の序列や過度な競争等につながるような十分な配慮が必要と指摘されておりまして、これはしっかりと課題として踏まえた上で、問題作成や公表の在り方、フィードバックの仕方など、心して取り組んでまいりたい。特に具体的な実施方法については、専門家による討論、会議において議論を進めていただいております。来月、4月をめどに取りまとめを行う予定であります。

その上で、市町村、それから実施していただく児童生徒、学校現場の先生方、また保護者の方々にも理解をしていただくような努力を重ねてまいりたいと考えております。

(略)

#### ○井上哲士議員

(略)

……市区町村ごとに、市区町ごとに公表が、発表されて、おまえの学校は成績最下位だとかあんたの市は最悪だといってからかわれたとか、それから、もうそういうことを言われるので引越したいと親に言ったとか、もうみんなに迷惑掛けるからテストの日休んだとか、こういう子どもの声もたくさんあるんです。現にこういうことになっているわけですから、私は見直すべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○小坂文部科学大臣

委員の御懸念は、過去の学力調査の弊害部分という点を十分注視する必要があると。私も指示をしているところでございます、そういった意味で、悉皆的な調査をいたしますと、それをそのまま公表するような形を取るとそういった弊害というものが指摘されます。例えば市町村の各学校ごとの状況を順位付けして発表するというようなことをいたしますとそういう状況になってくると思います。

そういったものをそれじゃどうやって緩和していくかということになりますと、公表の仕方を十分に検討する必要があると私は思っているわけでございます。例えば、大都会あるいは都市部、町村部、市町村部と。市部もいろいろな区分けがあるかもしれません。それから、いわゆる過疎市町村と呼ばれるような地域、こういったものを全体的に一くくりにして、そしてどういうレベルにあるかという検証をし、適宜必要に応じた公表をするというようなことも考えられますし、また、各教育委員会に対してその管轄の全体的な像を提示するというのも一つの方法だと思います。

こういった方法を今十分に検討を重ねて、そういった弊害的な、御指摘に当たるようなことがミニマイズされるような、最小限化されるような方法を策定をして実施をしてみたい、そして、そういった方式を公表することによって、今委員が御指摘になったような懸念が払拭されるように努めてみたいと存じます。

#### 4. 平成18年3月22日(水) 参・文教科学委員会(抜粋)

##### ○神本美恵子議員

(略)

悉皆でやることの問題については、日本もこれまで、過去、学テというのがありまして、学力テストがあって、途中で中止せざるを得なくなったのは、この悉皆でやったために過度な競争や、それからテストのための準備授業になってしまうというような、それから低得点しか取れない子供や学校に対して過度なストレス、プレッシャーを与えてしまって、教育そのものがゆがんでいったという経験の中であれば中止に追い込まれたと思うんですね。

(略)

##### ○小坂文部科学大臣

委員から各種の御指摘がございました。

全国学力調査に関しましては、ゆとり教育に対するいろいろな御意見、またPISAの調査に現れている読解力及び理数系の学力の低下という指摘、こういったものを踏まえながら、現状がどこにあるのかということをしっかり把握する意味で、是非とも実施させていただきたいと、こう考えております。

その実施に当たりましては、専門家による検討会議を設けてそこで検討していただいておりますけれども、単にその検討結果を踏まえて実施するだけでなく、中央教育審議会における答申の意向、そしてまたこの検討会議の結論、それから市町村等の意見を十分に聞いて、そしてそういった上で、今御指摘のありましたいわゆる弊害と言われるようなものの除去に努めて、この確実な実施と、そして悉皆調査によるいわゆる御指摘のあったような単なる個別の競争を起すような、過度の競争に入るような、そういった弊害が生じないような方法を講じて、公表等についても十分に配慮して、そういった点を配慮した上で公表の方式等も考えて、各市町村、学校現場の皆さんの理解が十分に得られるような方法を模索してまいりたい、その上での実施を心掛けたいと思っております。

## 5. 平成18年10月26日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

### ○井上哲士議員

もう1点、大変危惧をもっておりますのは、いわゆる競争と選別、そのもとでの格差が拡大するのではないかということなんです。

文部科学省は、来年の4月から全国一斉に、小学校6年生と中学校3年生の、すべての子どもたちを対象に学力テストを行います。私は、今年の3月の委員会でも、これには反対だということを申し上げました。非常に弊害が大きいと。その際にですね、文部科学省としても、この学力テストの実施が、過度の競争をまねいたり、学校間の序列化を招来したりすることはあってはならないと答弁をされ、そして、結果の公表については弊害的な部分を最小限化すると。これは前の大臣が答弁をされました。

その後、色々な公表方法について検討があったと思いますが、どういう形で公表されるのでしょうか。

### ○銭谷初等中等教育局長

来年の4月に行います全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、まず1つは、国全体の状況を公表いたします。2つには、都道府県単位の状況を公表する予定にいたしております。3点目には、地域の規模等のまとまりごとの状況一ちょっとわかりにくいのでございますが、大都市、中核市、その他の市、町村等に分けまして、それぞれの状況を公表する予定にいたしております。

私どもといたしましては、公表するデータの読み取り方と合わせ示すなど、序列化や過度な競争につながらないよう、十分配慮することを基本的な視点といたしております。

### ○井上哲士議員

国としてはそういう公表ですが、都道府県の教育委員会、それから市町村の教育委員会での結果の取扱いはどの様にお考えでしょうか。

### ○銭谷初等中等教育局長

各教育委員会における、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いにつきましては、これも序列化や過度の競争につながらない取扱いを求めているところでございます。すなわち、都道府県の教育委員会に対しましては、域内の市町村や学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村の教育委員会に対しましては、同様に、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないことを求めているところでございます。

(略)

### ○井上哲士議員

そうしますと、前大臣がですね、いわゆる学校ごと、市町村ごとなど公表すると弊害的な部分があると、こういうことも言われていたわけですが、伊吹大臣も同じ考えだと、ということでしょうか。

○伊吹文部科学大臣

学力調査とのは何のためにやるかという、やはり最低限の学力が全国的についているかどうかということ調べるわけですからね。いま政府参考人が申しましたように、文部科学省としては1つ1つの学校の成績を公表するというようなことは考えないと、こう言ってるわけですから。それで私はいいんだと思います。

6. 平成18年11月22日(水)参・教育基本法に関する特別委員会  
(抜粋)

○井上哲士議員

・・・既にこの学力テストと学校選択制が併せて行われている自治体で一体どういことが起きているのかと。

要するに、学校同士の点数競争が激しくなって、例えば点数を上げるために過去の問題を何回も何回もやらせるとか、そのためにできない子は学校に来づらい雰囲気をつくられている。実際に自分が学校の平均点を下げることが苦にして休む子もいると、こういうことが起きています。

・・・そういう学校間のテストの点数教育でこういうゆがみが起きているという事態についてはどうお考えか、お願いします。

○伊吹文部科学大臣

・・・全国の学力テストというのは、文科省の実施する学力テストというのは習熟度がどこまでかということを確認するためにやっているわけですし、・・・それによって学校の格付をするという気持ちは、私たちはありません。

ただ問題は、先ほど来も議論が出ておりますが、進学率が高いから補助金を増やすとか、そういうことは私はやっぱり余り感心しないと。競争はやっぱり学校間でしてもらわなければいけないんですよ。競争という言葉はいろいろな意味がありますが、国民の税金を使ってやっているわけですから、競争という言葉はともかく、国民の税金を効率的に使うということだけはやっぱりこれは避けて通れないんですね。そのことと進学率によって補助金を分けるなどということは、私はちょっと別の観点からやっぱり深く考えるべきだと思います。

## 7. 平成19年4月20日（金）衆・教育再生特別委員会（抜粋）

### ○石井郁子議員

この学力テストの結果は公表し、また、学校に順位をつけたり、ランクをつけることになるのではありませんか。

### ○安倍内閣総理大臣

全国の学力・学習状況調査においては、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行いません。そして、学校間の序列化や過度の競争をあおらないように十分我々は配慮しなければならないと考えています。

一方、教育再生会議の第一次答申で提言をされておりますとおり、各学校が説明責任を果たすため、保護者に対して、自校の学力や学習状況とその成果や改善計画を説明することは重要であろうと思われ、また、規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申においては、調査結果については、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用すべき、としているところであります。

これらの答申の趣旨を踏まえまして、調査結果による学校のランク付けではなくて、それぞれの学校が自校の学力等の状況を把握し向上させることを促していく必要があると考えています。

### ○石井郁子議員

調査結果の公表は行わないということは御答弁されたと思います。ところで、総理は御自身の著書「美しい国へ」の中で全国的な学力調査を実施し、その結果を公表するべきであると書かれています。結果を公表するということが総理のお考えではありませんか。

### ○安倍内閣総理大臣

私が申し上げましたように、学力テストは全国の学力の水準を把握をし、そしてまた、改善を図っていくためのものであって、ただ調査をやるだけでは何の意味もなさない訳でありますから、その調査の結果を各学校に伝えていくということは当然大切でしょうし、また、父兄の皆さんが、一体自分の子どもが通っている学校はどうであろうということになれば当然知ることができるということになるのではないかと。しかし、最初に申し上げましたように、ランク付け等々をするのはふさわしくないということでございます。私が公表と申しましたのは、結果がどうであったかということを知ることができるといことは重要ではないかと考えているところでございます。

### ○石井郁子議員

ランク付けをしないということですが、公表するということはランク付けにつながるということなんですよ。ですから、総理がこの中でお書きになっているということは今の取組みと違っているというふうにはなりませんか。これは撤回すべきではないでしょうか。

### ○安倍内閣総理大臣

国全体と都道府県では公表しておりますから、そういう意味では私の趣旨に則って公表、つまり、都道府県がどうなっているかということについては公表している訳でございます。ですから、個々の学校においてはランク付けは行っていません。要は、最初に申し上げました

ように、御両親が自分のお子さんが通っている学校がどういう状況にあるのかを知ることができるということは大きなことであって、であるならば工夫をしまいたいということにつながっていく、そして、皆で改善の努力も行っていくということは十分可能ではないかと考えている。

#### ○石井郁子議員

都道府県や市町村がどのように行うかということと国がどうするかということは自ずから別のことでありまして、今は、国の対応をお聞きしているところでございます。なぜそのことをお尋ねするかと申しますと、2005年12月の規制改革・民間開放推進会議の第二次答申では、このように述べております、「全国的な学力到達度調査について検討が進められているが、教員評価に資するなど同調査を実効あるものとするためには悉皆的に実施し、学校に関する情報公開の一環として学校ごとに結果を公表する必要がある。」ということを明確に述べてますね。先ほども総理がお触れになりましたけれども、教育再生会議でも、そういう議論をしているところであります。結果を公表するということと学校選択制ということがリンクされて議論されている訳でございますので、お尋ねしている訳でありまして、総理は、この答申部分は否定されるんでしょうか。国として、結果は公表しないということは断言できますか。

#### ○安倍内閣総理大臣

先ほど申し上げましたのは、国として国全体と都道府県の状況については公表するという  
ことで申し上げた訳でございます。都道府県の状況については、個々の学校がどうなっ  
ているかということではなくて、たとえば、神奈川県はこういう状況になっていますよ、神奈川県  
全体については公表する、あるいは、国全体についてはどういう状況になっているか  
ということ  
は公表する訳であります。学校ごとのランク付けはしないということ  
でございます。これも  
申し上げておかなければならない。しかし、何のためにこの学力テストを全国でやっているかといえば、それぞれの学校で学力の状況が落ちていけば改善の努力をする、良い学校があれば良い学校でやっていることをそのような学校にさらに活用してもらうということは十分に可能であろうと思うところでございます。また、規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申においては、調査結果については学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用すべき、とされているところでございます。

#### ○石井郁子議員

確認したいのですけれど、個々の学校がどうかということをお知らせすることは当然なのですが、最初の御答弁では市町村名、学校名を明らかにした結果の公表は行わないとだっただと思うが、そこははっきりしていますよね。

#### ○安倍内閣総理大臣

それははっきりしておりまして、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は  
行わない。しかし、先ほども申し上げましたとおり、国全体と都道府県の状況については発  
表するということ  
でございます。

## 8. 平成19年4月26日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

### ○水岡俊一議員

昨日の朝日新聞の社説に載っておりました、「全国学力調査格差を広げないように」というそういう題で出ておりますが、その中に私が申し上げたいことが正に書いてありました。「文科省は結果を都道府県ごとに公表するのにとどめる。しかし、学校ごとの成績を含む詳しい結果は、市町村の教育委員会と学校に伝えられる。それを市町村や学校が公表するかどうかは、それぞれの判断にゆだねられた。」、こういうふうに書いてあります。

これは、これまでの当委員会でのお話の中でもそういったことについては確認をされてきているところではありますが、学校ごとあるいは市町村ごとの成績が発表されるということについての懸念は今の段階においてどういうふうにとらえておられるか、ちょっとお聞きをしたいと思いますが。

### ○伊吹文部科学大臣

(略)

率直なところ、この調査を実施するに当たっては、各都道府県教育委員会と文部科学省の中で、今先生が御懸念になっているようなことも踏まえて、私はきちっと話をさせております。その話の内容は、これはあるがままの児童生徒の学力を把握をして、これからの教育行政あるいは教科書の在り方、教育課程の在り方等の参考にするためにやるものですから、作って点数を上げる性格のものじゃないということをおまづきりとさせておくようにと、そしてその上で、国としては全体の数字と都道府県の状況は公表いたしますと、で、各々の市町村、学校の名前は公表を、明らかにするというような公表はしないでおこうという約束で都道府県教育委員会と我々の間の約束が行われて、都道府県教育委員会はそれを受け入れてやっておられるわけですよ。

ですから、もう先生のお手元に行っていると思いますが、18年の6月の事務次官通知ということがありまして、この中にそのことはもうかねてから明記されているわけですね。で、この取扱いを前提として各教育委員会は当然参加をしているわけですから、個々の市町村名とか学校名というものは、市町村にゆだねられているというは、私は必ずしも正しい記述ではないと思いますね。

### ○水岡俊一議員

大臣、そこで、大臣のお気持ち、それから文科省の考え方、私なりに理解をしているつもりなんです、今教育界で心配をされていることは、ある議会でこの情報について公開をするようにという請求がなされたり、あるいは情報公開制度によって請求がなされたり、あるいは公開をするように訴訟が起こされたりとか、こういうことが今起こっているわけですね。このテストが正に行われた今、こういった公開請求に堪え得ることができるのかということについて私はちょっと心配をしているんですが、その点についてはいかがでしょう、大臣。

○伊吹文部科学大臣

今申し上げたような、この実施のかなり詳細な、先生のお手元にも行っていると思いますが、これずっと詳しく読んでいただくと、そういう前提で教育委員会と文部科学省がこれをやって、この全国統一の学力テストをやるという合意にはなっていないんですよ、個別の学校名を出すというようなことはね。

ですから、仮にそういう請求が行われたとしても、まず私たちとしては、情報公開法5条の6号ですか、の規定からこれはお断りをするというのが当然の筋なんであって、もちろん司法の場で争われるかも分かりませんよ。しかし、そのときには、お手元にいる我々と都道府県教育委員会とのその合意の内容、これを実施するに当たっての、それがやはり公判の有力な私は資料になると思います。

## 9. 平成19年5月29日(火) 参・文教科学委員会(抜粋)

### ○佐藤泰介議員

(略)

やっぱり成績順に出るんじゃないかと、やっぱり序列化するんじゃないかと、そういうことがあるいは教員評価をされるんじゃないかと、悉皆テストにする、悉皆調査にするとそういう状況が起こりますよということを私は強く言いたいと思うんですね。

(略)

### ○伊吹文部科学大臣

先ほど来私が申し上げましたように、これは全国的な学力の状況を把握をして、今後の教育政策の判断材料にするためにやらせていただいているわけですので、私が就任いたします前の、昨年6月に事務次官通知というものを文部科学省では出しておるようでございます。これによりますと、文部科学省は全国、国全体及び都道府県の状況は公表すると。しかし、学校間の序列化や過度な競争が生じないよう、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない。都道府県教育委員会には当然その結果が行きますので、各教育委員会等も個々の市町村名や学校名を明らかにしないということを前提にして調査に参加をしておられますから、今回の調査に関しては学校が順番で公表されるなどということはありません……。

### ○銭谷初等中等教育局長

全国学力・学習状況調査の実施にあたりましては、いろいろなご意見があったわけでございますけれども、基本的には閣議等の決定その他を踏まえまして、私どもが今回実施をしましたやり方、公表の仕方というのが、今回の学力・学習状況調査において確定をしているものでございます。国は、国全体及び都道府県の状況は公表すると。しかし、学校間の序列化や過度の競争が生じないように、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない。このことは、本調査の実施要領、昨年6月の事務次官通知におきまして明記をしております。この実施要領に基づき、各教育委員会等が個々の市町村名や学校名を明らかにしないことを前提として調査に参加をしております。今回の調査は、冒頭、大臣からもご答弁ございましたように、普段の学習の状況というものを把握をして、その結果を分析することによりましてそれぞれの学校の指導改善、それから私ども全国的な教育指導の改善のための諸施策に反映をさせていくというものでございます。

## 調査結果の公表・情報公開に関する中央教育審議会の答申等の記述

### 1. 新しい時代の義務教育を創造する(答申)(抜粋)

(平成17年10月26日中央教育審議会)

#### 第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する —義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善—

##### (2) 教育内容の改善

##### ウ 学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施

- 各教科の到達目標を明確にし、その確実な修得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である。なお、実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である。
- 具体的な実施の方法、実施体制、結果の扱い等について更に検討する必要がある。その際には、自治体や学校が全国的な学力状況との関係でそれぞれの学力状況を把握することにより、教育の充実への取組の動機付けとなることが重要な視点であると考えられる。
- また、併せて、収集・把握する調査データの取扱いに慎重な配慮をしつつ地域性、指導方法・指導形態などによる学力状況との関係が分析可能となる方法を検討する必要がある。なお、学力調査の調査内容に関しては、知識・技能を実生活の様々な場面などに活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を対象とすることが重要である。

## 2. 全国的な学力調査の具体的な実施方法等について（抜粋）

（平成18年4月25日全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議）

## 5. 調査結果の公表及び返却について

（略）

### （2）調査結果の公表の具体的方法

- 昨年10月の中央教育審議会答申においては、「実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である」との指摘がなされている。
- 国が公表する調査結果については、都道府県は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなどの役割と責任を有していることなどにかんがみ、国全体の状況に加えて、基本的に都道府県単位の状況とする。
- 市区町村の状況については、現在都道府県において独自に実施されている学力調査においても市区町村単位まで調査結果を公表する自治体数が8にとどまっていることや、現時点において個々の単位の状況まで公表すると序列化や過度な競争につながるおそれがありその影響は大きいと予想されることなどを考慮し、個々の市区町村単位の状況を公表するのではなく、地域の規模等に応じたまとまりごとに、例えば、大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村の状況を公表する。また、へき地における学校全体の状況を公表する。

（略）

- また、公表に当たっては、全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であることを示すことや、数値により示される調査結果についての解釈を併せて示すことなどの配慮が必要である。

### （3）調査結果の返却の具体的方法

（略）

- また、返却に当たっては、以下のような留意点を併せて示すなどの配慮が必要である。
  - ・ 全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であること。
  - ・ 数値による示される調査結果については、分かりやすい反面、一面的な解釈がなされるおそれがあるため、その数値の解釈と併せて返却すること。
  - ・ 学校評価や児童生徒の学習状況の評価など学校教育にかかわる評価に際して、この調査結果を有用な情報の一つとして活用できるものの、この調査

結果は多面的な評価のための一側面にすぎないこと。

(略)

- 都道府県が国から返却された調査結果を独自に公表することについては、国としては都道府県に対して一定の考え方を示して都道府県等の判断にゆだねるべきとの意見もあったが、都道府県が域内の市区町村等の状況を個々の市区町村名等を出して公表することになると序列化や過度な競争につながるおそれは払拭できないと考えられる。また、全国的な学力調査の実施主体が国であることや市区町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみると、都道府県に対して、原則として、国における公表レベルや内容と同様の対応を求めることが適当である。
- 一方、全国的な学力調査において、都道府県等が、域内における学力に関する分布の状況を明らかにするために、個々の市区町村名等を出さないで市区町村、学校、児童生徒の分布の状態を示すことはあり得るものと考えられる。
- 現在、都道府県が独自に実施する学力調査において、域内の市区町村の状況を個々の市区町村名等を出して公表している都県があるが、これについてはそれぞれの都道府県の判断にゆだねられるべきである。
- 国が市区町村や学校に調査結果を返却することのねらいは、それぞれが全国の中でどのような状況であるか認識し、その上で指導改善等に生かすことにある。各市区町村や学校が自己の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねることが適当であるが、公表する場合も、全国的な学力調査の結果に基づいて順位付けがなされることや過度な競争をあおらないよう細心の配慮を払う必要がある。
- 市区町村、学校が地域や保護者等に説明責任を果たすために自己の結果を公表する場合には、例えば、この調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化や過度な競争をあおらないような工夫や取組が必要である。